日田市自治基本条例の一部改正について

１．目的・理由

地方分権の進展や多様化する住民ニーズなど社会環境の変化を背景として、「自己決定と自己責任の原則に基づく行政運営やまちづくり」と「市民が主役のまちづくり」を実現するため、日田市では平成26年４月１日に日田市自治基本条例を施行しました。条例には、本市における自治の基本原則を明らかにするために、市民の権利と責務、市議会や行政が担うそれぞれの役割を明記しているほか、「市民参画」と「協働」、「情報共有」を進めるための基本的なルールを規定しています。

自治基本条例では、条例が時代や社会情勢の変化に沿った内容となっていることや「市民を主体としたまちづくり」に寄与していることについて、４年を超えない期間ごとに検証し、見直しの検討を行うよう規定（第29条関係）しています。このため、市民まちづくり集会の開催のほか、学識経験者や各種団体等から推薦された委員で構成する「日田市自治基本条例見直し検討委員会」を設置して条例の検証と見直しの必要性について検討を進めるとともに、条例に対する意見を募集したものです。

２．内　　　容

市民参画（パブリックコメントを含む。）による条例の検証と見直しの検討の結果を受けて、小規模集落等における地域課題の解決を図るため、地域住民が自ら組織する住民自治組織への支援を市が積極的に行うよう、条例の一部を改正しました。

【日田市自治基本条例の内容】

前　文

第１章	総　則	（第１条 目的　第２条 条例の位置付け　第３条 定義　第４条 自治の基本原則）
第２章	市民の権利及び責務等	（第５条 市民の権利　第６条 市民の責務　第７条 地域コミュニティの役割等 第８条 子どもの権利等）
第３章	市議会の責務等	（第９条 市議会の責務等　第10条 議員の責務）
第４章	市長及び職員の責務	（第11条 市長の責務　第12条 職員の責務）
第５章	市政運営	（第13条 計画的な市政運営　第14条 政策法務　第15条 財政運営 第16条 組織及び人事政策　第17条 行政評価　第18条 附属機関等 第19条 情報の公開及び管理等　第20条 パブリックコメント手続）
第６章	市民参画及び協働	（第21条 市民参画　第22条 協働　第23条 自然環境、歴史及び文化の保全等 第24条 地域課題　第25条 住民投票　第26条 危機管理）
第７章	連　携	（第27条 市内外の人々等との交流及び連携 第28条 他の自治体及び国等との連携）
第８章	条例の見直し	（第29条 条例の見直し）